

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部改正

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）……………1

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）……………13

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）……………20

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）……………34

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正案	現行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えない。ならない。</p> <p>一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用行にあつては、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第二十四条第一項各号及び第四項、第三十六条第一項各号及び第四項並びに第四十七条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間九十一パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーシ</p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第二条に定める算式の分母に加えない。ならない。</p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十一パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格</p>

ナル・リスク相当額調整額」という。)を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む)をいい、第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている

付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法の使用を開始する日

手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合には、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあっては、当該先進的内部格付手法採用行は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十四条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十四条に定める算式の分母に加えない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えない。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第十四条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定

用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己

める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十條の定めるところにより控除される額の合計額から第十八條第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十六條 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセツト調整額」という。)を第二十五條に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第二十五條に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

資本の額」とは、第十四條に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十條の定めるところにより控除される額の合計額から第十八條第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十六條 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第二十五條に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分につ

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

ては先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第三十七条に定める算式の分母に加えない。なければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(次項において「オペレーシ

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第三十七条に定める算式の分母に加えない。ならない。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格

ヨナル・リスク相当額調整額」という。)を第三十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第三十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 前項本文に規定する銀行以外の銀行及び同項ただし書に規定する銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本

(新設)

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

(新設)

本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第六項、第二十四条第六項、第三十六条第六項及び第四十七条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

(表略)

4 新告示第十三条第一項第二号及び第二項第二号、第二十四条第一項第二号及び第二項第二号、第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第四十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項

2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第五項、第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

(表略)

(新設)

の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を
経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、こ
れらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセツ
トの額を算出する場合における新告示第二百十六条第一項の規定の
適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率
」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントの
いずれか高い値」とする。

2～4 (略)

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動
産向けエクスポージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する際
には、新告示第二百十六条第一項中「長期平均デフォルト時損失率
」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントの
いずれか高い値」とする。

2～4 (略)

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用行にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第二十五条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九十八パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分</p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十八パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。</p>

母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十八パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該

算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十五条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において

先進的内部格付手法採用行は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第二十五条第四項において同じ。）。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十五条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において

、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一・二（略）

2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは、「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額を

定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十

控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 前項本文に規定する銀行持株会社以外の銀行持株会社及び同項ただし書に規定する銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント(海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント)で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

八条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

(新設)

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる連結自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第六項及び第二十五条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

(表略)

4 新告示第十三条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十五条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年二月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第百九十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2
4 (略)

2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる連結自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第五項及び第二十五条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

(表略)

(新設)

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第百九十四条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2
4 (略)

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用金庫にあつては、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第十八条第一項各号及び第四項、第三十条第一項各号及び第四項並びに第四十一条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレー</p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、</p>

シヨナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーシヨナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方

「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的

法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額

」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該先進的内部格付手法採用金庫は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。）。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十一条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十一条に定める算式の分母に加えない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式の分母に加えない。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第十一条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは、「先進的計測手法採用金庫」と、「内部格付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定

法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己

める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十九条に定める算式の分母に加えない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十三条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十三条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十二條第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセツト調整額」という。)を第三十一条に定める算式の分母に加えない。なければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーシ

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十二條第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第三十一条に定める算式の分母に加えない。なければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、

「ヨナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

「内部格付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 前項本文に規定する信用金庫又は信用金庫連合会以外の信用金庫又は信用金庫連合会及び同項ただし書に規定する信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の

(新設)

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

(新設)

額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

3 | 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第六項、第十八条第六項、第三十条第六項及び第四十一条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条、第十八条及び第二十二條において同じ。）に相当

2 | 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第五項、第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条、第十八条及び第二十二條において同じ。）に相当す

する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条、第十八条及び第二十一条において同じ。）「とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）（、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合した評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）「と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条、第二十八条及び第三十二条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条、第二十八条及び第三十二条において同じ。）「とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）（、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合した評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）「と、旧告示第十八条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）（、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結

する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条、第十八条及び第二十一条において同じ。）「とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）（、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合した評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）「と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条、第二十八条及び第三十二条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条、第二十八条及び第三十二条において同じ。）「とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）（、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合した評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）「と、旧告示第十八条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）（、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合

合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。」と、旧告示第二十八条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と読み替えるものとする。

（表略）

4 新告示第十条第一項第二号及び第二項第二号、第十八条第一項第二号及び第二項第二号、第三十条第一項第二号及び第二項第二号並びに第四十一条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

（移行期間中におけるその他の経過措置）

第十二条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第二百十六条第一項の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあ

に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。」と、旧告示第二十八条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と読み替えるものとする。

（表略）

（新設）

（移行期間中におけるその他の経過措置）

第十二条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第二百十六条第一項中「長期平均デフォルト時損失率

るのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2
4 (略)

「とあるのは「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2
4 (略)

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えない。</p> <p>一 内部格付手法（先進的內部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、先進的內部格付手法。次号及び第四項並びに第十八条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九十九パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項に</p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第二条に定める算式の分母に加えない。</p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十九パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法を採用する信用協同組合等について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法を採用する信用協同</p>

において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第
二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセン
ト

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後
一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該
当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツ
ト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定
める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条
に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第
一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額
のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分に
ついては内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法
（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的
手法をいい、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつ
ては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当

組合等」とあるのは、「先進的計測手法を採用する信用協同組合等」
と、「内部格付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替える
ものとする。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等が先進的計測手法の使用
を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一
項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法を採用する
信用協同組合等は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用
を受けないものとし、先進的計測手法を採用する信用協同組合等が
内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する
日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進
的計測手法を採用する信用協同組合等は、当該使用を開始する日以
後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己
資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを
乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めると
ころにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項に
おいて第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を
開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から
第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法に
より算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法

該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

を採用する信用協同組合等が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第十八条第四項において同じ。）。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において、「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十一条に定める算式の分母に加えないなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十一条に定める算式の分母に加えないならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式の分母に加えないならない。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第十一条に定める算式の分母に加えないなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法を採用する信用協同組合等について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「先進的計測手法を採用する信用協同組合等」と、「内部格付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

を受けないものとし、先進的計測手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 (略)

2 前項本文に規定する信用協同組合等以外の信用協同組合等及び同項ただし書に規定する信用協同組合等は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認	

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 (略)

(新設)

を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間

八十パーセント

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第六項及び第十八条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条において同じ。）とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、「営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条において同じ。）とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限

2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第五条第五項及び第十八条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条において同じ。）とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、「営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条において同じ。）とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限

限る。()、営業権(のれんを除く。()に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(のれんを除く。()に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。))と読み替えるものとする。

(表略)

4 | 新告示第十条第一項第二号及び第二項第二号並びに第十八条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中、「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第九十二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれが高い値」とする。

2 | 4 (略)

る。()、営業権(のれんを除く。()に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(のれんを除く。()に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。))と読み替えるものとする。

(表略)

(新設)

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第九十二条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれが高い値」とする。

2 | 4 (略)